スーパー定期自由金利型定期預金（M 型）取引規定（キャンペーン金利商品）

（自動継続）自由金利型定期預金（M 型）規定（スーパー定期）共通規定

1.（証券類の受入れ）

(1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。

(2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。不渡りとなった証券類は、証書と引換えに（通帳式の場合は、通帳の当該受入れの記載を取消のうえ）、当店で返却します。

2.（反社会的勢力との取引拒絶）

この預金口座は、第 3 条第 2 項各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第 3 条第 2 項各号の一にでも該当する場合には、当組合はこの預金口座の開設をお断りするものとします。

3.（預金の解約、書替継続）

(1) この預金を解約または書替継続するときは、当組合所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して証書（通帳式の場合は通帳）とともに当店に提出してください。ただし、自動継続定期預金を書替継続するときは、記名押印がなくても取扱います。この場合、届出の印鑑を引続き使用します。

(2) 前項の規定にかかわらず、本規定に定める預金の名義人に相続が開始した後（当組合が名義人の死亡届を受理した後）は、当該名義人の共同相続人全員の総意（相続人が一人の場合は当該相続人の意思とします。）による払戻し請求でなければ、払戻しできません。ただし、家事事件手続法第 200 条第 3 項の保全処分、または民法第 909 条の２の規定に基づく払戻し請求に係る仮払いについては、この限りではありません。

(3) 次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当組合はこの預金取引を停止し、または預金者に解約の通知をすることによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、この解約によって生じた損害については、当組合は責任を負いません。また、この解約により当組合に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。

① 預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合

② 預金者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合

A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること

B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること

C. 自己、自社もしくは、第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること

D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること

E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

③ 預金者が自らまたは第三者を利用して次のいずれか一にでも該当する行為をした場合

A. 暴力的な要求行為

B. 法的な責任を超えた不当な要求行為

C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当組合の信用を毀損し、または当組合の業務を妨害する行為

E. その他前 A から D に準ずる行為

(4) 当組合が解約の通知を届出の住所にあてて発信した場合に、その通知が延着しまたは到達しなかったときは、通常到達すべき時に到達したものとみなします。

4.（届出事項の変更、証書（通帳）の再発行等）

証書は原則として再発行いたしません。

(1) 証書（通帳）や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出てください。この届出の前に、届出を行わなかったことにより生じた損害については、当組合に過失がある場合を除き、当組合は責任を負いません。

(2) 証書（通帳）または印章を失った場合のこの預金の元利金の支払いまたは証書（通帳）の再発行は、当組合所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

(3) 証書（通帳）の再発行にあたっては、当組合が定める再発行手数料をご負担いただきます。

5.（成年後見人等の届出）

(1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出てください。また、預金者の補助人・保佐人・後見人について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときも、同様に当店に届け出てください。

(2) 家庭裁判所の蕃判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出てください。

(3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任

がされている場合にも、前二項と同様に届出てください。

(4)前三項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に届出てください。

(5)前四項の届出の前に、届出を行わなかったことにより生じた損害については、当組合は責任を負いません。

6.（印鑑照合）

証書（通帳）、払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めたほか、払戻請求者が預金払戻しの権限を有しないと判断される特段の事情がないと当組合が過失なく判断して行った払戻しは有効な払戻しとします。

なお、預金者は、盗取された証書（通帳）を用いて行われた不正な払戻しの額に相当する金額について、次条により補てんを請求することができます。

7.（盗難通帳（証書）による払戻し等）

(1)本条は個人のお客さまに限り適用するものとします。

(2)盗取された証書（通帳）を用いて行われた不正な払戻し（以下、本条において「当該払戻し」という。）については、次の各号のすべてに該当する場合、預金者は当組合に対して当該払戻しの額およびこれにかかる手数料・利息に相当する金額の補てんを請求することができます。

① 証書（通帳）の盗難に気づいてからすみやかに、当組合への通知が行われていること

② 当組合の調査に対し、預金者より十分な説明が行われていること

③ 当組合に対し、警察署に被害届を提出していることその他の盗難にあったことが推測される事実を確認できるものを示していること

(3)前項の請求がなされた場合、当該払戻しが預金者の故意による場合を除き、当組合は、当組合へ通知が行われた日の 30 日（ただし、当組合に通知することができないやむを得ない事情があることを預金者が証明した場合は、30 日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。）前の日以降になされた払戻しの額およびこれにかかる手数料・利息に相当する金額（以下「補てん対象額」といいます。）を前条本文にかかわらず補てんするものとします。

ただし、当該払戻しが行われたことについて、当組合が善意無過失であることおよび預金者に過失（重過失を除く）があることを当組合が証明した場合には、当組合は補てん対象額の 4 分の 3 に相当する金額を補てんするものとします。

(4)前三項の規定は、第 2 項にかかる当組合への通知が、この証書（通帳）が盗取された日（証書（通帳）が盗取された日が明らかでないときは盗取された証書（通帳）を用いて行われた不正な預金払戻しが最初に行われた日。）から、2 年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。

(5)第 3 項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当組合が証明した場合には、当組合は補てんしません。

① 当該払戻しが行われたことについて当組合が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当すること

A. 当該払戻しが預金者の重大な過失により行われたこと

B. 預金者の配偶者、二親等内の親族、同居の親族その他の同居人、または家事使用人によって行われたこと

C. 預金者が、被害状況についての当組合に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行ったこと

② 証書（通帳）の盗取が、戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随して行われたこと

(6) 当組合が当該預金について預金者に払戻しを行っている場合には、この払戻しを行った額の限度において、第 2 項にもとづく補てんの請求には応じることはできません。また、預金者が、当該払戻しを受けた者から損害賠償または不当利得返還を受けた場合も、その受けた限度において同様とします。

(7) 当組合が第 3 項の規定にもとづき補てんを行った場合に、当該補てんを行った金額の限度において、当該預金にかかる払戻請求権は消滅します。

(8) 当組合が第 3 項の規定により補てんを行ったときは、当組合は、当該補てんを行った金額の限度において、盗取された証書（通帳）により不正な払戻しを受けた者その他の第三者に対して預金者が有する損害賠償請求権または不当利得返還請求権を取得するものとします。

8.（譲渡、質入れの禁止）

(1) この預金および証書（通帳）は、譲渡または質入れすることはできません。

(2) 当組合がやむを得ないものと認めて質入れを承認する場合には、当組合所定の書式により行います。

9.（保険事故発生時における預金者からの相殺）

(1) この預金は、満期日が未到来であっても、当組合に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当組合に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当組合に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当組合に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保にするために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。

(2) 前項により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。

① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、当組合所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して証書（通帳）とともに直ちに当組合に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務が預金者自身の債務である場合はその債務から、また、当該債務が第三者の当組合に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺さ

れるものとします。

② 前号の充当の指定のない場合には、当組合の指定する順序方法により充当いたします。

③ 第１号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当組合は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して順序方法を指定することができるものとします。

(3)第１項により相殺する場合の利息相当額等については、次のとおりとします。

① この預金の利息相当額の計算については、その期間を相殺通知が当組合に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。

② 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当組合に到達した日までとして、利率は当組合の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当組合の定めによるものとします。

(4)第 1 項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし借入金の期限前弁済等について当組合の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

10.（規定の変更）

(1)この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法第 548 条の４の規定に基づき変更するものとします。

(2)前項によるこの規定の変更は、変更を行う旨および変更後の規定の内容ならびにその効力発生時期を、店頭表示、インターネットまたはその他相当の方法で公表することにより、周知します。

(3)前二項による変更は、公表の際に定める１か月以上の相当な期間を経過した日から適用するものとします。

(期限前解約利息)

預入日から解約日の前日までの日数	(自動継続)自由金利型定期預金(M 型)(スーパー定期)単利・複利型			
	預入日の 1 ヶ月後の応答日から 3 年後の応答日の前日までの日を満期日としたこの預金	預入日の 3 年後の応答日から 4 年後の応答日の前日までの日を満期日としたこの預金	預入日の 4 年後の応答日から 5 年後の応答日の前日までの日を満期日としたこの預金	預入日の 5 年後の応答日を満期日としたこの預金
6ヶ月未満	解約日における普通預金の利率			
6ヶ月以上１年未満	約定利率×50%	約定利率×40%	約定利率×40%	約定利率×30%
1年以上1年6ヶ月未満	約定利率×70%	約定利率×50%	約定利率×50%	約定利率×40%
1年6ヶ月以上2年未満		約定利率×60%	約定利率×60%	約定利率×50%
2年以上2年6ヶ月未満		約定利率×70%	約定利率×70%	約定利率×60%

<table>
<tr><td>2年6ヶ月以上3年未満</td><td></td><td rowspan="2">約定利率×90%</td><td>約定利率×80%</td><td>約定利率×70%</td></tr>
<tr><td>3年以上4年未満</td><td></td><td rowspan="2">約定利率×90%</td><td>約定利率×80%</td></tr>
<tr><td>4年以上5年未満</td><td></td><td></td><td>約定利率×90%</td></tr>
</table>

※上記(期限前解約利息)の表に基づいた利率が解約日における普通預金の利率を下回る場合は、普通預金の利率を適用する。

自由金利型定期預金(M型)規定(スーパー定期)

Ⅰ. 共通規定

1.(預金契約の成立)

当組合は、お客様からこの規定の取引に係る、当組合所定の申込書の提出を受け、これを承諾したときは、この規定の取引に係る契約が成立するものとします。

2.(預金の支払時期)

この預金は、証書(通帳)記載の満期日以後に利息とともに支払います。

Ⅱ. 単利型用規定

1.(利息)

(1) この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数(以下「約定日数」という。)および証書(通帳)記載の利率(以下「約定利率」という。)によって計算し、満期日以後にこの預金とともに支払います。ただし、預入日の2年後の応当日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の利息の支払いは次によります。

① 預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および証書(通帳)記載の中間利払利率によって計算した中間利払額(以下「中間払利息」という。)を利息の一部として、各中間利払日以後に、あらかじめ指定された方法により次のとおり支払います。なお、預入日の2年後の応当日を満期日としたこの預金(以下「自由金利型2年定期預金(M型)」という。)に限り、中間払利息を定期預金とすることができます。

A. 現金で受取る場合には、当組合所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して証書(通帳)とともに提出してください。

B. 預金口座へ振替える場合には、中間利払日に指定口座へ入金します。

C. 定期預金とする場合には、中間利払日にこの自由金利型2年定期預金(M型)と満期日を同一にするこの預金(以下「中間利息定期預金」という。)とし、中間利息定期預金の利率は、中間利払日における当組合所定の利率を適用します。

② 中間払利息(中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額)を差引いた利息の残額は、満期日以後にこの預金とともに支払います。

(2) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金

とともに支払います。

(3) 債権保全の必要があるとき、その他当組合が満期日前の解約を拒絶すべき事由があると認めたときは、この預金は満期日前に解約できません。

(4) 当組合がお客様からの解約請求に応じる場合、当組合が債権回収のためにこの預金を解約する場合など、この預金を満期日前に解約する場合、その利息（以下「期限前解約利息」という。）は、預入日から解約日の前日までの日数および預入期間に応じ共通規定（期限前解約利息）の表に基づいた利率（小数点第3位以下は切捨てます。）によって計算し、この預金とともに支払います。ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）と期限前解約利息との差額を清算します。

(5) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

2.（中間利息定期預金）

(1) 中間利息定期預金の利息についてはⅡの1の規定を準用します。

(2) 中間利息定期預金については、原則として預金証書を発行しないこととし、次により取扱います。

① 中間利息定期預金の内容については別途に連絡します。なお、印鑑はこの預金の届出印鑑を兼用します。

② 中間利息定期預金をこの預金とともに解約または書替継続するときは、当組合所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して提出してください。

③ 中間利息定期預金のみを解約または書替継続するときは、当組合所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して証書（通帳）とともに提出してください。

Ⅲ. 複利型規定

1.（利息）

(1) この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数（以下「約定日数」という。）および証書（通帳）記載の利率（以下「約定利率」という。）によって6ヶ月複利の方法で計算し、満期日以後にこの預金とともに支払います。

(2) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

(3) 当組合がやむを得ないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合には、その利息は、預入日から満期日の前日までの日数および預入期間に応じ共通規定（期限前解約利息）の表に基づいた利率（小数点第3位以下は切捨てます。）によって6ヶ月複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。

(4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

自動継続自由金利型定期預金（M型）規定（スーパー定期）

Ⅰ．共通規定

1．（預金契約の成立）

当組合は、お客様からこの規定の取引に係る、当組合所定の申込書の提出を受け、これを承諾したときは、この規定の取引に係る契約が成立するものとします。

2．（自動継続）

(1) この預金は、証書（通帳）記載の満期日に前回と同一の期間の自由金利型定期預金（M型）に自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。

(2) この預金の継続後の利率は、継続日における当組合所定の利率とします。ただし、この預金の継続後の利率について別の定めをしたときは、その定めによるものとします。

(3) 継続を停止するときは、満期日（継続をしたときはその満期日）までにその旨を申出てください。この申出があったときは、この預金は満期日以後に支払います。

Ⅱ．単利型用規定

1．（利息）

(1) この預金の利息は、預入日（継続をしたときはその継続日。以下、１．(1)および(2)において同じ。）から満期日の前日までの日数（以下「約定日数」という。）および証書（通帳）記載の利率（継続後の預金については前記共通規定Ⅰの１．(2)の利率。以下これらを「約定利率」という。）によって計算し、満期日に支払います。ただし、預入日の 2 年後の応当日から預入日の 5 年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の利息の支払いは次によります。

① 預入日から満期日までの間に到来する預入日の１年ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および証書（通帳）記載の中間利払利率（継続後の預金の中間利払利率は、継続後の預金の利率に 70%を乗じた利率。ただし、小数点第 3 位以下は切捨てます。）によって計算した中間利払額（以下「中間払利息」という。）を利息の一部として、各中間利払日に支払います。なお、預入日の 2 年後の応当日を満期日としたこの預金（以下「自動継続自由金利型 2 年定期預金（M 型)」という。）に限り中間払利息を定期預金とすることができます。

② 中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差引いた利息の残額（以下「満期払利息」という。）は、満期日に支払います。

(2) この預金の利息の支払いは、次のとおり取扱います。

① 預入日の1ヶ月後の応当日から預入日の2年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の利息はあらかじめ指定された方法により満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続します。

② 自由金利型 2 年定期預金（M 型）の中間払利息および満期払利息は、あらかじめ指定された方法により次のとおり取扱います。

A. 預金口座へ振替える場合には、中間利払日および満期日に指定口座へ入金します。

B. 中間払利息を定期預金とする場合には、中間利払日にその自動継続自由金利型２年定期預金（M 型）と満期日を同一にする自由金利型定期預金（M 型）（以下「中間利息定期預金」という。）とし、その利率は、中間利払日における当組合所定の利率を適用します。満期払利息は満期日に元金に組入れ、中間利息定期預金の元利金とともに合計して自動継続自由金利型２年定期預金（M 型）に継続します。

③ 預入日の2年後の応当日の翌日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の中間払利息は、中間利払日に指定口座へ入金します。また、満期払利息は、あらかじめ指定された方法により満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続します。

④ 利息を指定口座へ入金できず現金で受取る場合には、当組合所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して証書（通帳）とともに提出してください。

(3) 継続を停止した場合のこの預金の利息（中間払利息を除く。）は、満期日以後にこの預金とともに支払います。なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算します。

(4) 債権保全の必要があるとき、その他当組合が満期日前の解約を拒絶すべき事由があると認めたときは、この預金は満期日前に解約できません。

(5) 当組合がお客様からの解約請求に応じる場合、当組合が債権回収のためにこの預金を解約する場合など、この預金を満期日前に解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」という。）は、預入日（継続をしたときは最後の継続日。以下、同じ。）から解約日の前日までの日数および預入期間に応じ共通規定（期限前解約利息）の表に基づいた利率（小数点第３位以下は切捨てます。）によって計算し、この預金とともに支払います。ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）と期限前解約利息との差額を清算します。

(6) この預金の付利単位は１円とし、１年を 365 日として日割で計算します。

２.（中間利息定期預金）

(1) 中間利息定期預金の利息についてはⅡの１．の規定を準用します。

(2) 中間利息定期預金については、原則として預金証書を発行しないこととし、次により取扱います。

① 中間利息定期預金の内容については別途に連絡します。なお、印鑑はこの預金の届出印鑑を兼用します。

② 中間利息定期預金をこの預金とともに解約または書替継続するときは、当組合所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して提出してください。

③ 中間利息定期預金のみを解約または書替継続するときは、当組合所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して証書（通帳）とともに提出してください。

(3) 中間利息定期預金の証書を発行した場合には、この預金の継続にあたり、Ⅱの１．(2)②B の規定にかかわらず、中間利息定期預金の元利金は合計しません。

Ⅲ. 複利型規定

1.（利息）

(1) この預金の利息は、預入日（継続をしたときは継続日）から満期日の前日までの日数（以下「約定日数」という。）および証書（通帳）記載の利率（継続後の預金については前記共通規定Ⅰの１．(2) の利率。以下これらを「約定利率」という。）によって 6 ヶ月複利の方法で計算しあらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座へ入金するか、または、満期日に元金に組入れて継続する方法により支払います。ただし利息を指定口座へ入金できず現金で受取る場合には、当組合所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して証書（通帳）とともに提出してください。

(2) 継続を停止した場合のこの預金の利息は、満期日以後にこの預金とともに支払います。なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算します。

(3) 債権保全の必要があるとき、その他当組合が満期日前の解約を拒絶すべき事由があると認めたときは、この預金は満期日前に解約できません。

(4) 当組合がお客様からの解約請求に応じる場合、当組合が債権回収のためにこの預金を解約する場合など、この預金を満期日前に解約する場合には、その利息は、預入日（継続をしたときは最後の継続日。以下同じ。）から満期日の前日までの日数および預入期間に応じ共通規定（期限前解約利息）の表に基づいた利率（小数点第 3 位以下は切捨てます。）によって 6 ヶ月複利の方法で計算しこの預金とともに支払います。

(5) この預金の付利単位は 1 円とし、1 年を 365 日として日割で計算します。

※共通規定（期限前解約利息）における約定利率は預入時におけるスーパー定期店頭表示金利とします。

2023 年 7 月改定